
ぐんまシチズンシップ・アカデミー

～県議会ってどんなところ？～



群馬県議会

令和7年9月18日現在

目 次

①若者が選挙に行かない？	1
②地方政治とは？	4
③議院内閣制と二元代表制とは？	5
④県議会の役割は？	6
⑤議員の資格、定数は？	9
⑥県議会はいつ開催されているの？	12
⑦なぜ県議会は1年中開催しないの？	14
⑧県議会の会議の仕組みはどうなっているの？	16
⑨県議会ではどんなことを議決しているの？	17
⑩議会運営委員会とは？	18
⑪開会・提案説明とは？	19
⑫質疑及び一般質問とは？	20
⑬常任委員会とは？	23
⑭特別委員会とは？	26
⑮決算審査とは？	29
⑯意見書って何？	31
⑰会議等は公開されている？	33
⑱県議会の議案の議決数は？	35
⑲議案は可決ばかり？	37
⑳議会改革って何？	39
㉑『請願・陳情』について	42
㉒『若者ご意見箱』について	42

Q 若者が選挙に行かない？



先生： 今日、県議会について勉強したいと思います。

学生A： 県議会ですか、興味ないなあ。確かに18歳以上には選挙権がありますが、政治とか選挙と違って、学生にはなじみがないですね。

先生： 確かにAさんのような若者は多いようです。令和7年7月20日に第27回参議院議員通常選挙が行われましたが、全国における18、19歳の投票率は41.74%（群馬県内は47.58%）でした。令和5年7月23日に行われた群馬県知事選挙の投票率は、若者に向けた啓発活動があったにも関わらず、18、19歳の投票率は19.38%、県全体でも29.65%で過去最低となりました。

学生A： まあ、その程度ですよ。

先生： 公益財団法人明るい選挙推進協会が行った全国意識調査によると、令和6年の第50回衆議院議員総選挙で18歳から29歳までの有権者に投票を棄権した理由を複数選んでもらったところ、1位は「選挙にあまり関心がなかったから」、2位は「仕事があったから」、3位は「政党の政策や候補者の人物像など、違いがよくわからなかったから」です。

投票日に投票できなければ期日前投票をすればいいわけです。それでも棄権したということは、総じて関心がなかったからなのかもしれません。

学生A： 自分の1票くらいあってもなくても、大勢に影響はないですよね？

先生： そうは言いますが、投票しない若者のために政治家が尽力してくれると思

いますか？ 困っていても対策が後回しにされてしまうかもしれませんよ。

学生A： ……。

先生： 少子高齢化が進む中で、若者の声はただでさえ届きにくくなっています。選挙を通じて声を上げなければ、自分たちの世代が住みやすい社会にしていくことができないのではないのでしょうか？

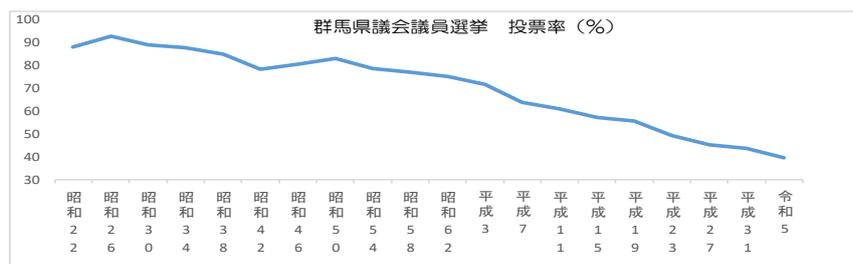
学生A： それは確かに……。なんだか、勉強しなければいけないような気がしてきました。早速ですが、選挙にはどのような種類があるのですか？

先生： 大きく分けて国の政治に関わる人を選ぶ選挙（国政選挙）と地方政治に関わる人を選ぶ選挙（地方選挙）があります。国会議員を選ぶのは、衆議院議員選挙と参議院議員選挙です。地方では、知事、市町村長といった地方公共団体の長を選ぶ選挙、そして、県議会議員や市町村議会議員といった地方議員を選ぶ選挙があります。

学生A： 投票率は低下してきているのですか？

先生： 残念ですが、そのとおりです。県議会議員選挙を例にすると、昭和26年4月の選挙では92.48%でしたが、直近となる令和5年4月の選挙では39.51%で、過去最低を更新しました。

学生A：



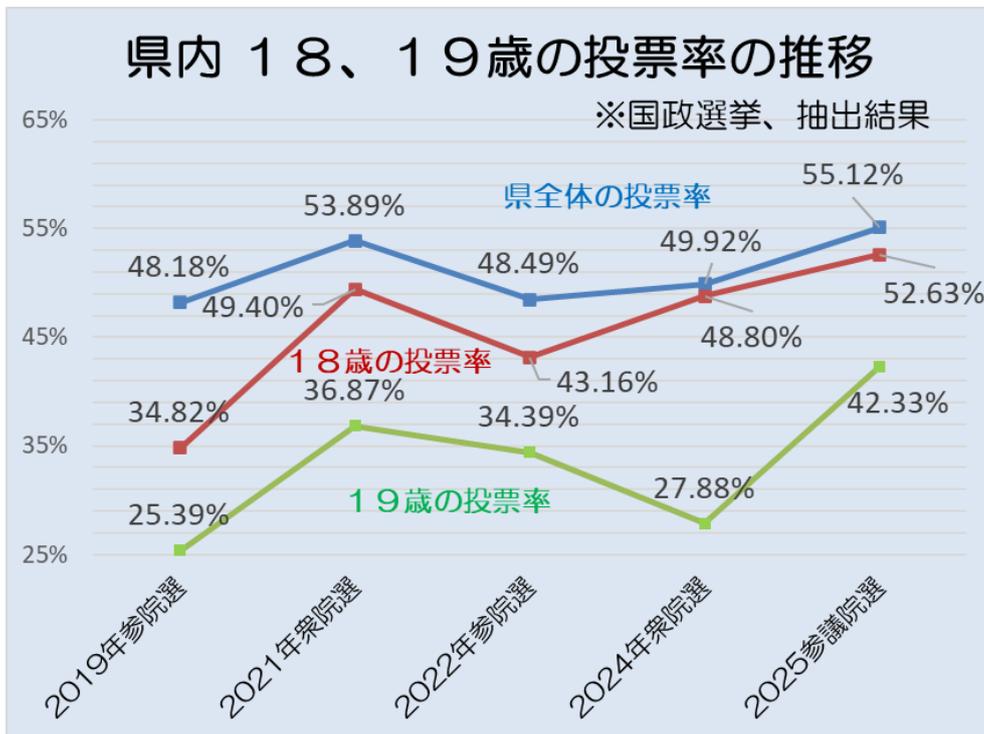
先生：先ほども少し触れましたが、令和6年の衆議院議員総選挙で実施された全国意識調査結果がこれです。

18～29歳の棄権理由（複数回答）

- 選挙にあまり関心がなかったから（39.4%）
- 仕事があったから（27.3%）
- 政党の政策や候補者の人物像など、違いがよくわからなかったから（19.7%）
- 政治のことがわからない者は投票しない方がいいと思ったから（18.2%）
- 適当な候補者も政党もなかったから（16.7%）
- 選挙によって政治はよくならないと思ったから（16.7%）
- 私一人が投票しなくても同じだから（10.6%）
- 重要な用事（仕事を除く）があったから（9.1%）
- 支持する政党の候補者がいなかったから（9.1%）

（公益財団法人明るい選挙推進協会）

18歳、19歳の投票率は全体よりも低い傾向が続いています。



Q 地方政治とは？



学生B： 国政はニュースでよく目にするのですが、地方政治って何をやっているのかよく分かりません。関心が低いのかもしれませんが、情報も多くはないような気がします。

先生： 確かに、インターネットや新聞、テレビを見ると国政に関するニュースの方がずっと多いですが、そこで語られているのは主に大まかなルールや方向性についてです。実際に住民からの要望や地域の実情を丁寧にくみ取って、地域を活性化し、住民の暮らしに直結する問題を解決しているのは、地方政治なんですよ。

学生B： どのような方法でくみ取っているのですか？

先生： 全ての県民が集まれば、漏れなくくみ取れるのかもしれませんが、それは無理ですよ。その代わりに、選挙で県民の代表者を選んで、その人たちに住民からの具体的な要望や実情を吸い上げてもらい、話し合いの上で実現、解決などの方法を決めてもらうのです。

日本国憲法 第93条 地方自治法 第89条〔議会の設置〕

学生A： なるほど。地方政治を知るには、自分が要望してみたいことを足がかりに、すすんで実現方法を調べてみたりするといいのかもしれないね。

Q 議院内閣制と二元代表制とは？

学生B： 内閣の首長である内閣総理大臣を、直接国民の選挙で選ぶことができないのはどうしてですか？

先生： いいところに気が付きましたね。この点は、国と地方で仕組みが異なるところなんです。国では、内閣総理大臣は国会議員の中から国会の議決で指名されます。直接的には国会に対して責任を負っていて、これを議院内閣制といいます。これに対して、県や市町村では、長と議会議員のいずれも住民が選挙で選びます。どちらも住民に対して直接責任を負っていて、これを二元代表制といいます。

日本国憲法 第66条第3項、第93条第2項

学生A： 二元代表制ってどういう仕組みなのですか？

先生： 二元代表制では、共に住民を代表する長と議会が、適度の緊張感とバランスを保ちながら、議会が長と対等の立場で、県や市町村の運営の基本的な方向性を決めたり、仕事ぶりをチェックしたり、また、積極的に政策の方向性を決めたりしています。



Q 県議会の役割は？

学生A： 県議会は、具体的にどんなことをしているのですか？

先生： 県議会は、群馬県という地方公共団体が、県民のためにどのような仕事をしていったらよいか決めるところで、仕事を進めるために必要なお金の使い方を決めたり、決めたとおりに正しく使われているか調べたりします。また、県の仕事をチェックしたり、県民の要望や意見（請願・陳情を含む。）を県の仕事に反映させたりと、様々なことをしています。他にも、国に対して意見や要望を出したり、県の決まり（条例）の制定、改正や廃止を行っています。

学生A： 県議会の仕事って重要なんですね。

先生： 議決機関である議会と執行機関である長や行政委員会*は、お互いに協力して県政を運営していくことから、車の両輪にたとえられます。

地方分権が進み、地方公共団体が自分たちで決められる事柄が増えてきているので、県民の代表機関、県の意思決定機関である県議会の役割はますます大きくなっています。

学生A： 県議会には、その役割を果たすため、どんな権限があるのでしょうか？

先生： 県民が選んだ代表者の集まりである県議会には、法律によって多くの権限が与えられています。主なものとして、議決権、同意権、調査権・検査権、意見書提出権があります。

学生A： 県議会の調査権・検査権にはどんなものがありますか？

先生： 地方自治法には、県議会が県の仕事の進め方について調査・検査することができること、監査委員に事務監査を行うよう請求することができることと定められています。いわゆる「100条調査権」は最も強力な権限で、罰則による制裁措置も実施できるとされています。

学生A： 調査権は議員個人に与えられているのですか？

先生： 調査権は、県議会に認められたものであり、議員個人に認められたものではありません。

(※) 行政委員会：国や県、市町村に置かれる合議制の行政機関。政治的中立性を守る観点から、長の指揮監督が制限されている。教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、公安委員会などがある。

○議決権

議会に与えられた権限の中で最も重要なもので、条例の制定・改廃、予算の決定、決算の認定、一定金額以上の契約の締結など、県政の重要な事柄に関しては、全て県議会の議決が必要です。

地方自治法 第96条〔議決事件〕

○同意権

知事が県の重要な地位に就く人（副知事、監査委員など）を選任、任命するときは、県議会の同意が必要です。

地方自治法 第162条〔副知事及び副市町村長の選任〕
第196条〔選任及び兼職の禁止〕
地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第4条（任命） など

○調査権・検査権

県の仕事が、県議会の決定に従って適正に行われているかどうかを調査、検査できます。

地方自治法 第98条〔検査及び監査の請求〕
第100条〔調査権〕

○意見書提出権

県民の福祉の向上や利益につながることについて、国などに意見書を提出することができます。

地方自治法 第99条〔意見書の提出〕

そのほか、国政や社会問題などについて、県議会の意思を明らかにするために「決議」もあります。

Q 議員の資格、定数は？



学生B： 私でも県議会議員になれますか？

先生： 選挙期日までに25歳になっていれば立候補することができ、選挙で当選すれば県議会議員になれますよ。ただし、選挙権、被選挙権が停止されている場合は、立候補することはできません。また、立候補に当たっては供託金^{きょうたくきん}※が必要になります。

(※) 供託金：選挙に立候補する者が届出の際に納入しなくてはならない一定の金額（県議会議員選挙は60万円）。選挙で得票数が一定数に達しないと没収される。

地方自治法	第17条〔議員及び長の選挙〕、第19条〔被選挙権〕
公職選挙法	第10条（被選挙権）
	第11条（選挙権及び被選挙権を有しない者）
	第11条の2（被選挙権を有しない者）
	第92条（供託）
	第93条（公職の候補者に係る供託物の没収）

学生A： 次の県議会議員選挙はいつ行われるのですか？

先生： 次の選挙は令和9年4月に予定されています。前回の選挙は令和5年4月に実施され、議員の任期は4年と定められているためです。

他にも、議員に欠員が出た際、補欠選挙が行われる場合があります。最近では、令和3年10月に高崎市選挙区で行われました。

地方自治法	第93条〔任期〕
公職選挙法	第33条（一般選挙、長の任期満了に因る選挙及び設置選挙）
	第34条（地方公共団体の議会の議員及び長の再選挙、補欠選挙等）

学生A： 議員は何人いるのでしょうか？

学生A： 考えの近い議員が一緒に行動することはあるのですか？

先生： 議員は、議会活動を円滑に行うことや、県民の意見を県の仕事に効果的に反映させることを目的として、会派を作ることができます。

会派は、各地域で県政報告会や意見交換会を開いて、県民からいろいろな意見を聞いています。

令和7年7月24日現在、自由民主党（30人）、つる舞う（5人）、リベラル群馬（4人）、公明党（3人）、日本共産党（2人）、群馬維新の会（1人）の6会派があります。（無所属1人、欠員4人）

また、これらの会派内で、又は会派を超えて、賛同する議員により県の特定課題に関する調査研究を共同して行う議員連盟を結成することもできます。

群馬県議会基本条例 第11条（会派等の活動）

学生B： 県議会の中で、役職はありますか？

先生： 県議会議員の中から、県議会の代表として会議を進める議長と、議長を助け、議長がいないときに代わりを務める副議長を選んでいます。議長は、県議会を代表していろいろな行事に参加しています。

地方自治法 第103条〔議長及び副議長〕

Q 県議会はいつ開催されているの？

学生A： 県議会っていつ開催されているのでしょうか？

先生： 県議会には「定例会」があって、地方自治法では「条例で定める回数これを招集しなければならない」とあります。

地方自治法 第102条〔定例会・臨時会及び会期〕

次の表を見てください。

群馬県の場合、第1回定例会（2～3月）、第2回定例会（5～6月）、第3回定例会（9～12月）と3回開催することになっています。

回数は暦年でカウントしています。

また、第3回定例会は、便宜上、11月下旬の本会議を境に「前期」と「後期」に分かれています。

群馬県議会基本条例 第7条第2項（議会運営の原則）

さらに、必要がある場合、臨時会*を開催することもあります。

新型コロナウイルス感染症対策等の審議は急を要するため、令和2年の5月、12月、令和3年の2月、4月、5月、8月、令和4年の1月に臨時会を開催しました。

（※）群馬県では、これまで議員や知事の選挙があった後にも開催したことがありました。最近では、令和5年7月の知事選挙後の同年8月に開催されました。

Q なぜ県議会は1年中開催しないの？

学生B： 先生。先ほどの説明に関して質問です。

なぜ県議会は1年中開催しないのでしょうか？



先生： では、議会は誰が開催するか知っていますか？

学生B： 議員じゃないのですか？

先生： 県議会は知事が招集して開催するのが一般的です*。

地方自治法 第101条第1項〔招集〕

(※) 議員の4分の1以上の請求があるなど一定の要件を満たす場合には、議長が臨時会を招集することもあります。

学生B： 県議会が開催されていないときは、議員は何をしているのですか？

先生： よい質問ですね。「県政報告」というチラシを見たことがありますか？

学生B： はい、時々新聞に折り込まれている・・・。

先生： そうです。「県政報告」にあるように、議員は年間を通して、県民から要望などの相談を受けるほか、地域で問題となっている場所で現地調査を行ったり、県の仕事に関心を持ってもらえるよう研修会や勉強会を開催したり、また、県民との信頼関係を築くため、積極的に地域行事へ参加しています。

これらの活動を通じて、地域の要望などが県政に反映されるよう、県議会に臨んでいるのです。

学生B： でも、1年間を会期とする議会もあると聞いたのですが。

先生： よく知っていますね。それは「^{つうねんかいきせい}通年会期制」の事です。確かに栃木県、三重県及び滋賀県では1年間を会期としています。

地方自治法 第102条〔定例会・臨時会及び会期〕 第102条の2第1項〔通年の会期〕

通年会期制では、①突発的な災害等が発生しても、すぐに活動できる、②本会議や委員会等の日数・時間が増え、充実した審議が行える、などのメリットがありますが、逆に①議会開催の経費が増加する、②知事等が求めに応じて本会議に出席しなければならず、通常業務に影響が出る、などのデメリットが生じることも考えられます。

なお、通年会期制を採用している議会でも、365日会議をしているわけではなく、あらかじめ定期的に会議を開く日（定例日）を決めているのです。

地方自治法 第102条の2第6項〔通年の会期〕

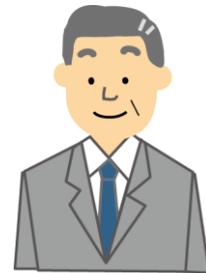
Q 県議会の会議の仕組みはどうなっているの？

学生A： 県議会の会議の仕組みを教えてください。

先生： 定例会を例に説明しましょう。

定例会は、

- ①開会・提案説明
- ②質疑及び一般質問
- ③常任委員会
- ④特別委員会
- ⑤委員長報告・議決・閉会



という日程で行われます。特に①、②及び⑤の会議を本会議といい、議場に議員全員と知事、副知事、教育長、警察本部長をはじめとした県の責任者が集まって会議をしています。

Q 県議会ではどんなことを議決しているの？

学生A： 県議会ではどんなことでも、議決できるのですか？

先生： 県議会で議決できることは、地方自治法で15項目を定めています。

地方自治法 第96条第1項〔議決事件〕

主なものは、

- ① 条例を制定又は改廃すること。
- ② 予算を定めること。
- ③ 決算を認定すること。
- ④ 地方税の賦課徴収又は分担金、使用料、加入金若しくは手数料の徴収に関すること。
- ⑤ 条例で定める契約を締結すること。

などが挙げられます。

なお、県議会の議決を経ていない条例、予算などは、原則無効とされます。

学生B： では法律で定められている事項は、どんなときも議決が必要なのですか？

先生： よい質問ですね。例えば災害対応など対策の実施に緊急を要し、議決を待っていたら手遅れになってしまうような場合でも議決が必要だとしたら、本末転倒ですよ。そのような場合は、「専決処分」といって、知事は議決不要で、実施してよいことになっています。ただし、次の議会で報告し、後から議会の承認を求める必要はありますよ。

地方自治法 第179条〔長の専決処分〕
第180条〔議会の委任による専決処分〕

Q 議会運営委員会とは？

先生： では次に、先ほどの表にある「第3回定例会」を例に、順を追って説明していきましょう。

まず、本会議の1週間前を目処に「議会運営委員会」が開催されます。

群馬県議会委員会条例第3条の2（議会運営委員会の設置）

学生A： 「議会運営委員会」ですか？ 聞き慣れない名前ですね。

先生： 「議会運営委員会」とは、知事が本会議に提案する議案の概要を説明するほか、会議の進行などについて確認し、スムーズに運営できるよう調整する会議です。

学生A： そこではじめて本会議の概要が分かるのですね。委員会には議員全員が出席するのですか？

先生： いいえ。議員が3人以上所属する政党や会派のことを「交渉団体」と呼んでいるのですが、その中から13人が代表として会議に参加する決まりになっています。

学生A： つまり代表者が集まって、事前に確認する会議なのですね。

先生： 大まかに言えばそのとおりです。

Q 開会・提案説明とは？

先生： 次に本会議の「開会・提案説明」です。一般的には開会日とされています。

開会日では、はじめに、議会の会期について決定します。

続いて、知事が本会議に提案する議案の概要を、全議員に対して説明します。

そのほか、県議会に提出された請願^{せいがん}※1がある場合、そちらを担当する委員会に付託^{ふたく}※2しています。

なお、5月に開催される「第2回定例会」の開会日では、常任委員会、特別委員会の委員選任のほか、委員長、副委員長も決定されています。

(※1) 請願とは、住民等が県議会に対して、損害の救済、条例や規則の制定・改正・廃止などに関し、文書で希望を申し出ることをいい、実際に県議会に請願を提出するためには県議会議員の紹介が必要となります。

(※2) 付託とは、審査を担当する委員会に委ね^{ゆだね}ることをいいます。

Q 質疑及び一般質問とは？

先生： 次に質疑及び一般質問です。

群馬県議会基本条例 第8条（本会議）

学生B： 質疑と一般質問ってどう違うのですか？ 聞き慣れない言葉です。

先生： 鋭い質問ですね。

「質疑」とは提案された議案に対する質問、「一般質問」とは県政一般に対する質問と使い分けています。

学生B： でも質問という点は一緒じゃないですか？

先生： そうでもありません。「質疑」とは議案に対する賛否の決定ができるように、不明確な点について、提出者の説明をたずねるための質問であって、賛否について自分の意見は言えないことになっているのです。

学生A： 質疑及び一般質問はどういったかたちで行われるのですか？

先生： それについては、次の「質疑及び一般質問割当て表」で説明しましょう。



質疑及び一般質問割当て表（令和7年度）

（令和7年9月11日議会運営委員会決定）

第2回定例会（3日間）

	1	2	3	4
1日目	自 (65分)	つ (65分)	自 (65分)	リ (65分)
2日目	自 (65分)	公 (65分)	自 (65分)	自 (65分)
3日目	自 (65分)	つ (65分)	自 (65分)	自 (65分)

第3回前期定例会（3日間）

	1	2	3	4
1日目	自 (65分)	つ (65分)	自 (65分)	リ (65分)
2日目	自 (65分)	公 (65分)	自 (65分)	共 (65分)
3日目	自 (65分)	つ (65分)	自 (65分)	自 (65分)

第3回後期定例会（3日間）

	1	2	3	4
1日目	自 (65分)	つ (65分)	自 (65分)	自 (65分)
2日目	自 (65分)	リ (65分)	自 (65分)	自 (65分)
3日目	自 (65分)	公 (65分)	自 (65分)	自 (65分)

令和8年第1回定例会（4日間）

	1	2	3	4
1日目 代表質問	自 (130分)	つ (47分)	リ (43分)	公 (40分)
2日目	自 (65分)	リ (65分)	自 (65分)	自 (65分)
3日目	自 (65分)	共 (65分)	自 (65分)	自 (65分)
4日目	自 (65分)	維 (65分)	自 (65分)	自 (65分)

※ 自（自由民主党）、つ（つる舞う）、リ（リベラル群馬）、公（公明党）、共（日本共産党）、維（群馬維新の会）を表します。

先生： 各定例会とも、それぞれ3日間12人ずつが、65分の持ち時間で質問を行います。

ただし、第1回定例会のみ、質疑及び一般質問とは別に、1日目に「交渉団体」の代表者が「代表質問」を行っています。「代表質問」の時間は、合計260分を「交渉団体」の議員数に応じて割り振っています。

なお、質問に当たっては、「事前通告制」といって、質問日の2日前の正午までに質問の中身を知事宛てに提出する決まりとなっています。

学生B： 以前、県議会を傍聴^{ほうちやう}したことがありますが、テレビで放送されている国会答弁と違って、とても堅苦しく感じました。それに、1人65分では短い気がします。

先生： そうですね。「事前通告制」のため、通告外の質問をすることができませんし、議員も65分の中で全ての質問をしようとするから、議論が活発になりにくく、堅苦しく感じる面もあるかもしれません。

ただ、議員も質問するに当たり、様々な情報を収集する中で、群馬県全体で関心となっている事項について問題提起や注意喚起をし、知事としてもその現状や解決策等、大まかな方向性を示す共通理解の場として、とても大切な時間なのです。

それでも65分の中で質問できない項目や、質問が割り振られていない議員にとって、さらに質問する場が必要となります。

そこで、委員会ではより詳細な質問が行われるのです。

Q 常任委員会とは？

学生A： 本会議での質疑及び一般質問の後、委員会が開かれるのですね。

先生： 付託された議案などを「審査」するのが、委員会です。本会議の「審議」は議員数が多いため、詳細かつ十分な検討には不向きです。そのため、委員会で詳細かつ十分に「審査」するのです。

学生A： 「常任委員会」と「特別委員会」というのがありますよね。

先生： そうです。まず「常任委員会」についてですが、群馬県では条例で常任委員会を設置することが決まっており、名称や委員定数、審査する内容も決められています。常任委員会は5つあり※、議員はいずれかの常任委員会に所属することになっているのです。

地方自治法 第109条第1項〔常任委員会の設置〕 群馬県議会委員会条例 第1条（常任委員会の設置） 第2条（常任委員会の名称、委員定数及びその所管） 第5条第2項（委員の選任）

(※) 5つの常任委員会

名 称	定 数	所 管 事 項
総務企画常任委員会	10人	1. 知事戦略部の所管に関する事項 2. 総務部の所管に関する事項 3. 地域創生部の所管に関する事項 4. 会計局、選挙管理委員会、人事委員会及び監査委員の所管に関する事項 5. 他の常任委員会の所管に属しない事項
健康福祉常任委員会	10人	1. 生活子ども部の所管に関する事項 2. 健康福祉部の所管に関する事項 3. 病院局の所管に関する事項
環境農林常任委員会	10人	1. 環境森林部の所管に関する事項 2. 農政部の所管に関する事項 3. 内水面漁場管理委員会の所管に関する事項
産経土木常任委員会	10人	1. 産業経済部の所管に関する事項 2. 県土整備部の所管に関する事項 3. 企業局の所管に関する事項 4. 労働委員会及び収用委員会の所管に関する事項
文教警察常任委員会	10人	1. 教育委員会の所管に関する事項 2. 公安委員会及び警察本部の所管に関する事項

学生A： 具体的には、どんな審査をしているのですか？

先生： 議案や請願は、通常、所管する常任委員会に付託されて審査されることになっています。委員会には、委員のほか関係する県庁の部課長等が出席して、付託議案の説明と質疑が行われ、委員会として議案を可決すべきかどうか賛否を決定します。請願についても、内容が妥当かどうか、実現可能かどうかを審査し、「採択」すべきか「不採択」とすべきかを決定しています。

学生B： 委員会で、十分な審査ができるのですか？

先生： 委員会では、議案等に関して、委員は自由に質疑し、意見を述べることができることになっています。委員会は本会議のように「事前通告制」ではありません。本会議の質疑及び一般質問は、答弁者が知事や部局長などに限られ、質問の順番や時間も決められていますが、委員会には、実際の事務を担当する課長等も出席しているので、より詳細で自由、活発な議論をすることができるのです。

また、委員会では、議案に関する質疑のほか、担当業務に関する質疑が行われ、議員が県の業務をチェックする重要な機会となっています。

地方自治法 第109条第2項〔常任委員会の審査〕 群馬県議会基本条例 第9条第1項（常任委員会の審査）
--

学生A： なるほど。常任委員会では、活発な議論ができそうですね。

先生： 委員会では、議案や請願に対して、委員会として賛成か反対かの態度を決めるのですが、最終的な決定は本会議で行うことになっています。委員会での審査結果は、本会議で委員長から報告され、委員会の審査結果を、本会議で審議、議決することで、はじめて県議会の意思決定となるのです。

Q 特別委員会とは？

学生A： 「特別委員会」は常任委員会とどう違うのですか？

先生： 県政の特に重要な事項を審査するために設置されるのが、特別委員会です。

常任委員会は条例で設置が決められていますが、特別委員会^{*}は、必要に応じて
県議会の議決で設置を決めているのです。

地方自治法 第109条第1項〔特別委員会の設置〕 群馬県議会委員会条例 第4条第1項、第2項（特別委員会の設置）

(※) 令和7年度に設置されている特別委員会

名 称	定 数	設 置 期 間
防災・減災・治安に関する特別委員会	12人	令和7年5月22日 ～
「ヤード」対策等に関する特別委員会	12人	
スポーツ・文化に関する特別委員会	12人	
地域支援に関する特別委員会	12人	

学生A： なるほど。でも、具体的な審査内容はどうなっているのですか？

先生： 例外もありますが、議案や請願は担当する常任委員会に付託されるので、特別委員会ではこれらの審査は行われません。特別委員会を設置するときに決められた審査事項をじっくりと審査しています。特別委員会にも、常任委員会と同様に、実際に事務を担当する課長等が出席しているので、自由、活発な議論が展開されています。

学生B： 議案や請願の審査がなければ、議論ただけで終わりにになってしまうのではないですか？

先生： いいえ、そうではありません。特別委員会で審査した内容は、1年を目安に議会としての意見がまとめられることになっているのです。まとめられた意見は「提言^{ていげん}」として知事に提出されることがほとんどで、例えば、令和6年度には、次の提言が特別委員会でまとめられ、令和7年3月14日に知事へ提出されました。

令和6年度 知事宛て提言

- 災害対応力強化に関する提言
- スポーツ・文化の振興に関する提言
- 循環型社会構築に関する提言
- 次世代産業・人材確保に関する提言

群馬県議会基本条例 第10条第1項（特別委員会）

そのほか、平成30年度に設置されていた「県産品需要拡大特別委員会」では、「林業県ぐんま県産木材利用促進条例」の案を本会議に提出しています。特別委員会で審査された条例案が本会議で議決され、「林業県ぐんま県産木材利用促進条例」が制定されたのです。

学生A： 特別委員会で条例案が作られたのですか？

先生： そうです。条例案は、知事から議会に提出されて、議会が審議・審査することが多いのですが、議員や委員会から提出することもできます。

近年は県議会の機能を強化する動きもあって、条例案を検討するために特別委員会が設置され、特別委員会から提出される条例案も増えてきました。

そのほか、「群馬県鳥獣被害対策の推進に関する条例」の案は環境農林常任委員会で、「群馬県民の読書活動の推進に関する条例」の案は議員有志で作られました。

地方自治法 第109条第6項、第112条〔委員会、議員の議案提出権〕

政策条例（議員発議・委員会発議）

- 群馬県県営住宅管理条例の一部を改正する条例（平成19年6月21日可決）
- 群馬県がん対策推進条例（平成22年12月16日可決）
- 群馬県スポーツ振興条例（平成25年3月19日可決）
- 群馬県歯科口腔保健の推進に関する条例（平成25年3月19日可決）
- 群馬よいところ観光振興条例（平成26年3月19日可決）
- 群馬県交通安全条例（平成26年12月15日可決）
- 群馬県手話言語条例（平成27年3月12日可決）
- ぐんまの家庭教育応援条例（平成28年3月22日可決）
- 林業県ぐんま県産木材利用促進条例（平成30年12月17日可決）
- 群馬県民の読書活動の推進に関する条例（平成31年3月12日可決）
- 群馬県鳥獣被害対策の推進に関する条例（平成31年3月12日可決）

Q 決算審査とは？

学生B： 特別委員会に「決算特別委員会」というのがありますが、提言もしていないし、条例案も作っていないですね。何をしているのですか？

先生： 決算特別委員会は、議会の重要な権限の一つである「決算認定^{けっさんにんてい}」を行うため、特別に設置される委員会です。

学生A： 「決算認定」って何ですか？

先生： 県議会は知事から提出される予算案を審査して、予算を決めますが、予算を決めただけでは、予算が実際にどのように使われたかは分からないですね。

そこで、県議会では、決算についても審査して、予算が適正かつ妥当に使われたかどうかを認定しているのです。

地方自治法 第96条第1項第3号〔議決事件〕

学生A： 具体的には、どのように審査しているのですか？

先生： 決算認定の議案は、例年、第3回前期定期例会に提出された議案の議決後、追加議案として議会に提出されます。議会は決算を審査するために、「決算特別委員会」を設置しています。

決算特別委員会の委員数は、地方議会によって異なりますが、群馬県議会では、決算認定に力を入れていて、議長・副議長と監査委員を除く全議員が委員になっています。

学生A： 決算の審査は、県全体のお金の使い方を審査するわけですよね？ 対象分野が多岐にわたっているし、金額も膨大で大変じゃないですか？

先生： そうなのです。そこで、決算特別委員会では、常任委員会に準じて分科会を設け、分科会ごとに決算についての説明と質疑が行われます。

決算特別委員会では、分科会で行われた質疑内容が報告され、全体として総括質疑を行った後に、決算特別委員会として、決算を認定するかどうか決定するので。

群馬県議会基本条例 第10条第2項（決算特別委員会）

学生A： 委員会の決定だから、県議会としての決定ではないですよね。

先生： そのとおり。県議会の仕組みが分かってきましたね。前に説明した常任委員会と同様、決算特別委員会での審査結果は本会議に報告され、本会議の議決により決算認定が行われます。

学生B： 決算審査って、既に使われたお金の審査ですよね。意味がないのでは？

先生： 確かに、既に支出された経費を取り戻すことはできませんが、不適切なものや非効率なものがあれば、質疑を通じて明らかにすることができ、今後の予算編成に反映させることができます。

予算の使われ方をより一層適切で効率的なものにしていくため、決算審査には重要な役割があるのです。

Q 意見書って何？

学生A： なるほど。県議会が条例の制定や予算の可決、決算の認定など、重要な仕事をしているのは分かりました。

ですが、税金や社会福祉、産業振興など、私たちの身近な問題でも国が決められていることって多いですね。

先生： 確かに、国の制度に基づいて、県が業務を行っているものは多いですね。県が県民のために実施したい事業があっても、国の制度が変わらないとできないことも多いのです。

学生A： 国の協力が必要な場合、県議会ですることって何かあるのですか？

先生： 地方自治法には地方議会が国に対して「意見書」を提出することができるという規定されていますので、県議会は、意見書の提出により国に本県の課題を知らせて、対応を促します。

地方自治法 第99条〔意見書の提出〕

学生A： 県議会の中で、意見書はどのように決定されるのですか？

先生： 委員会審査で、国に対する要望が必要と判断された場合、委員会で意見書案が検討され、議案として本会議に提出されます。

その意見書案が本会議で議決され、県議会としての決定事項として国に意見書が提出されるのです。

群馬県議会では、議会の意見を国の施策に反映させるために、積極的に意見書を提出しています。令和6年度は4件の意見書を提出しました。

学生B： でも意見書を提出して、本当に国の施策に反映されるのですか？

先生： 確かに、県議会の意見書が実際に国の施策に反映されるかどうかは、分からない面もあります。

地方自治法には、地方公共団体の全国的連合組織は総務大臣を通じて内閣に意見を申し出たり、国会に意見書を提出することができ、内閣はそれに遅滞なく回答することに努めることと規定されていますので、群馬県単独ではありませんが、全国的連合組織に当たる全国都道府県議会議長会を通して、県議会の意向を国の施策に着実に反映させる方法もあります。

地方自治法 第263条の3第2項、第3項〔長、議長の連合組織〕

Q 会議等は公開されている？

学生A： ところで、県議会の会議等は誰でも見学できますか？

先生： 県議会の会議等は原則として公開されていて、傍聴を希望する人に傍聴券が交付されます。本会議の場合、開催日の午前9時から先着順で交付されます。

傍聴する場合は、傍聴券の注意事項をよく読み、係員の指示に従わなければなりません。

本会議だけでなく、県議会には5つの常任委員会（24 ページ参照）と4つの特別委員会（26 ページ参照）があり、定例会中のほか閉会中も随時開催されています。そのほか決算を審査する決算特別委員会などもあります。これらの委員会の傍聴券は、開催日の午前8時30分から交付されます。

皆さんも県議会を傍聴してみたいはいかがでしょうか。

地方自治法 第115条〔議事の公開の原則及び秘密会〕 群馬県議会基本条例 第12条（県民との関係）
--

学生A： 当日、傍聴はできないけれども、審議・審査の内容を知りたいときはどうすればいいのですか？

先生： 本会議については、群馬テレビによる質疑及び一般質問の生中継のほか、インターネットによる生中継及び録画配信が県議会ホームページで行われていますし、決算特別委員会（総括質疑）についても、インターネットによる生中継及び録画配信が行われていますので、視聴してみたいでしょうか？

このほか、県議会ホームページでは本会議や委員会の記録を見ることが出来ますよ。

学生A： スマホやパソコンから見ることもできるんですね。



先生： もちろん見られます。

他にも、年4回県議会だよりを発行し、新聞折り込みで県内各戸に配布しています。PDFファイルを県議会ホームページに掲載していますので、スマホやパソコンでも見られますよ。ちなみに県議会だよりの題字は、県内高等学校書道部の部員が書いたものです。もしかしたら、皆さんの中に題字を書いたことがある人がいるかもしれませんね。

また、群馬テレビでは、本会議における質疑及び一般質問の生中継のほかに、定例会の内容及び委員会調査についてのダイジェスト番組や、新議長及び新副議長の紹介番組を放映していますよ。

群馬県議会基本条例 第17条（様々な広報媒体の活用）

Q 県議会の議案の議決数は？

学生A： 県議会ではどれくらいの数の議案が議決されているのですか？

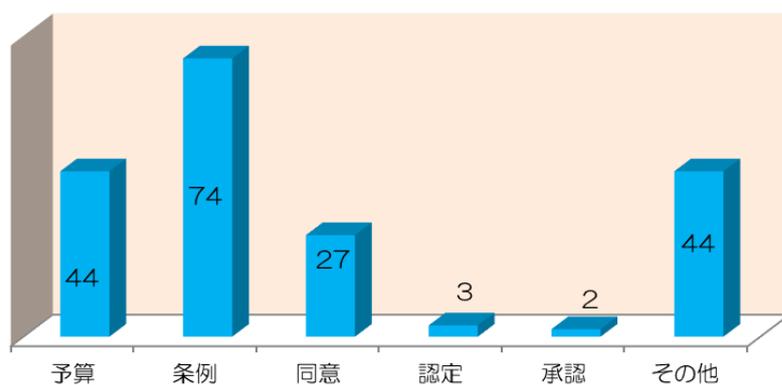
先生： はい。次のグラフを見てください。

これは、令和6年度に県議会で議決されたものの件数です。

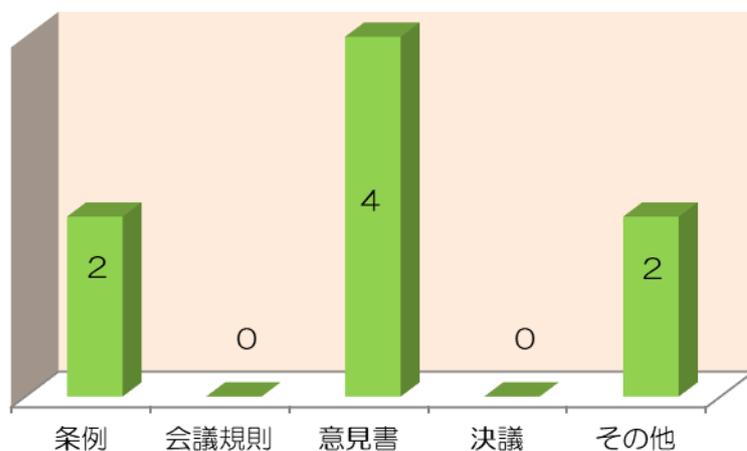
学生A： 結構な数の議案が議決されているんですね。

先生： そうです。県議会では様々な議案が審議されているのです。

知事提出議案



委員会・議員提出議案



学生B： 「同意」とか「承認」って何ですか？

先生： よく気が付きましたね。県議会では知事から提出された議案等への対応をおむね以下の3つに使い分けています。

①予算や条例など「第〇〇号議案」に対しては、「可決」

②「専決処分」の承認など「承第〇号」に対しては、「承認」

③教育委員や公安委員など人事案件に係る議案に対しては、「同意」

なお、委員会や議員が提出する議案は「議〇〇号議案」というのですが、そちらに対しても「可決」という言葉を使っています。

Q 議案は可決ばかり？

学生A： 県議会において、議案が否決等されることはあるのでしょうか？

先生： 過去には、否決等された議案もありますが、令和6年度の知事提出の議案は、202件全てが可決・同意・認定・承認されています。

学生B： 全ての議案が可決等されているのですか？ きちんと検討されているのか、不安になります。

先生： 可決等された議案の数や割合だけ見ると不安に思われるかもしれませんが、議会活動が活発かどうかについては、否決等された議案の数や割合よりも、県議会と知事が出し合った意見や重ねた議論の中身で判断した方が的確です。

学生A： では、県議会と知事の議論はどのように行われているのですか？

先生： 例えば、議員は、地域住民の要望、市町村長や市町村議員の意見、業界団体や市民団体など様々な団体からの情報に基づいて、県が取り組むべき課題を検討し、本会議における一般質問や委員会における質疑を通して知事に見解を求めます。知事は、これに応じて県として対応すべきか検討した上で、対応すべきと判断すれば予算案や条例案に反映させます。

学生B： なるほど。そうは言っても、知事が提出する議案に議会が反対することはないのでですか？

先 生： 知事が実現すべきと判断した政策のうち重要なものは、あらかじめ委員会に資料を提出して議員に説明しています。議員は提出された資料を会派で検討して、会派としての意見をまとめ、知事は委員会での質疑や会派の意見の中の反対の要素を勘案して、議案を検討しているのです。

学生A： なるほど。重要な課題については、議案になる前に知事と県議会で議論されているということなのですね。

先 生： 県議会には、「一事不再議いちじふさいぎの原則」といって、一度結論が出された議案は、同一会期中には、再び提出できないことになっています。

否決等されてしまうと、少なくとも次の会期で議決を受けるまで、政策の実行ができなくなってしまうので、事前の議論により議案を検討して、着実に可決等まで到達することがとても重要なのです。

Q 議会改革って何？

学生A： 議会改革が必要とされる理由は何ですか？

先生： 前に（5ページ）説明しましたが、地方自治体では、議決機関としての議会を構成する議員と執行機関としての長を、共に住民が直接選挙で選び、その代表とする二元代表制を取っています。二元代表制では、双方が独立して機能を発揮することで、県民の意向を十分に反映させられる仕組みとなっているのです。

地方分権の流れの中で、執行機関の権限は大きくなっています。これに対して、議会も、その役割である「立法機能」や「監視機能」の強化を図りながら、分権時代に即した議会へと改革を推進することが求められているのです。

学生A： 具体的に、どのような取組が行われているのですか？

先生： 県議会では平成17年5月に、議会運営委員会の^{しちん}諮問機関として、「議会改革検討委員会」を設置しました。ここでは、①本会議のあり方について、②委員会のあり方について、③県に対する議会の関与のあり方について、④その他の4項目を検討課題としました。

学生A： どんな成果が上がったのですか？

先生： 議会改革検討委員会では、11次にわたる答申を行いました。この中で、一般質問における一問一答方式の導入や議員定数の削減、政務調査費マニュアルの作成など、議会の機能強化や透明性の向上、経費削減に取り組んできました。

学生A： 群馬県議会では様々な議会改革に取り組んできたのですね。

先生： そうですね。群馬県議会は他県に先駆けて、先進的で実効性のある議会改革を検討し、実行してきました。そして、これらの成果を集約し、平成24年3月に「議会基本条例」を制定したのです。

学生A： 「議会基本条例」ってどういうものですか？

先生： 「議会基本条例」は、議会活動の「基本理念」とその「実現の仕組み」を定めた条例で、実効性に重点を置いた活動方針や議会機能の強化策が盛り込まれています。さらに、議会改革等の継続性を確保するための組織として、「議会基本条例推進委員会」が設置されました。

学生A： 「議会基本条例推進委員会」の構成はどうなっているのですか？

先生： 委員は12人で、交渉団体から推薦された議員で構成されています。委員会では、条例の基本理念を実現するための具体的な取組、議会改革に係る事項等の検討・実施・評価が行われています。

学生A： 具体的にどんなことを検討しているのですか？

先生： 3会期制の導入、議案に対する賛否の議員ごとの公表、政務活動費に係る透明性の向上、フェイスブックの開設、本会議・委員会のペーパーレス化など、様々なことを議論しています。

この中には「若者の政治への関心を高める取組」もあります。この取組の一つとして平成27年度から始まったのが、大学生が県議会の一般質問を傍聴し、議員と意見交換を行う「ぐんまシチズンシップ・アカデミー」なんですよ。他にも、議員が高校に行って生徒と自由に意見交換を行う「GACHi高校生×県議会議員」（平成29年度から）や、議員が大学の講義に参加して学生と意見交換を行う「議員に密着ゼミナール」（令和2年度から）もあります。

若者の意見や要望は、投票以外にもこのような形でくみ取られ、議会でも議論されたり、老朽化した施設の修繕など、実際に県の施策に反映されたりしています。

議会は若者の皆さんの声に耳を傾けようといろいろと取り組んでいます。このような機会をきっかけに皆さんも政治に関心を持ち、選挙の際はぜひ投票に行ってみてください。



「ぐんまシチズンシップ・アカデミー」における議員と学生の意見交換の様子

『請願・陳情』について

請願・陳情は、皆さんの意見や要望を県政に反映させる大切な制度です。

県政に対して、ご意見やご要望があるときは、誰でも請願や陳情を県議会に提出することができます。

請願は、所管の委員会で審査し、適当であると認められると本会議で採択され、執行機関で処理することが適当なものは、知事等に送付されます。

なお、請願書の提出には議員の紹介（署名又は記名押印）が必要です。

陳情は、所管の委員会に送付されますが、請願とは異なり採否は決定されません。

詳しくは、県議会ホームページをご覧ください。

URL : <https://www.pref.gunma.jp/site/gikai/25700.html>

スマートフォンサイトへは、右のQRコードからアクセスが可能です。



『若者ご意見箱』について

群馬県議会では、県議会ホームページに「若者ご意見箱」を設置し、若者の皆さんの県議会に対するご意見や質問をお待ちしています。

頂きましたご意見等は、貴重な声として参考にさせていただきます。

詳しくは、県議会ホームページをご覧ください。

URL : <https://www.pref.gunma.jp/site/gikai/24586.html>

スマートフォンサイトへは、右のQRコードからアクセスが可能です。



※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です

<連絡先>

議会事務局政策広報課

〒371-8570 前橋市大手町1-1-1

電話 027-226-4132

E-mail giseisaku@pref.gunma.lg.jp

・インターネット中継

<https://gunma-pref.stream.jfit.co.jp/>



※33Pで紹介したインターネット中継は、こちらからご覧いただけます。

・会議録検索システム

<https://www07.gijiroku.com/voices/>



※33Pで紹介した本会議などの記録は、こちらからご覧いただけます。

・群馬県議会だより

<https://www.pref.gunma.jp/site/gikai/list24.html>



※34Pで紹介した群馬県議会だよりは、こちらからご覧いただけます。

・群馬県議会公式SNS

群馬県議会では、県議会の活動等を知っていただくため、「X（エックス）」、「Facebook（フェイスブック）」、「Instagram（インスタグラム）」を活用し、定期的な情報発信を実施しています。

X



Facebook



Instagram



群馬県議会事務局

〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1

群馬県議会HP <https://www.pref.gunma.jp/site/gikai/>

